

令和3年度 連携・協力事業の実施状況について

教員養成専門部会

【プロジェクト名】 「教職実践演習」の実施と教員養成カリキュラムの見直し

1 プロジェクトの目的・概要

「教職実践演習」は教職課程修了時に、形成された教師として必要な基礎的資質の形成について評価・確認するための授業科目である。教職課程履修の全学生を対象として、平成25年度後学期から必修科目として開講している。開講を通じて、教職課程履修学生の到達度としての、教師としての基礎的資質形成について明らかにするとともに、その結果をフィードバックすることによって、大学における教員養成のカリキュラム全体の見直しへの発展がなされ、全学的な教員養成の水準の向上や、地域の学校教育の質的向上にも貢献するよう目論まれている。

また、「教職実践演習」では佐賀県教育委員会から指導者の派遣を得るとともに、佐賀市内中学校においても実務演習を実施している。これらの点で、地域のなかで地域とともに教員を養成する具体的な取り組みとなっているので、「教師の養成・採用・研修の一体化」に向けた1つのステップとなることも企図されている。

2 令和3年度の実施状況

(成果) 今年度の開設クラス数は、初等クラス数は昨年度と同じ6、中等クラス数は昨年度より2減らし5クラスとした。中等クラスのうち教育学部中等教育主免専攻については、初等クラスと同じコマ（水1校時）での開講とした。初等クラスの学生配置について、特別支援教育専攻学生を分散させて配属したことにより、「特別な支援を要する子どもについて（全3回）」の学習における分析や支援策の検討が、より具体性をもって行われたと思われる。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、今年度も実務演習は行わないこととし、受講生への全体説明はパワーポイント資料（栗山作成）の配信にて実施した。県教委指導主事の先生3名に、「学級経営」「いじめ問題について」「特別な支援を要する子どもについて」の3つの内容に関する解説資料（パワーポイント）の作成及び修正を頂き、教育学部の中西・高柳・栗山の3教員がナレーションをつけて配信した。3つの内容には、新採教員が直面しやすい課題とその対策を盛り込んで頂くなど、教職の実務を目前に控えた学生諸氏への貴重なご支援を頂いた。また、いじめ防止対策推進法に基づいた児童生徒への適切な対応の重要性について、分かりやすく解説を頂いた。

提出された小レポートでも、指導主事の先生方による丁寧な解説資料によって、次年度からの教職に向けた具体的な課題の意識化が受講生に図られていることが確かめられた。

(課題) いじめ問題をめぐる児童・生徒集団のとらえ方や、発達障害をめぐる概念規定等について、テキスト内容の更新が必要となっている。テキストの改編が課題である。

3 今後の予定等

1月初旬～中旬：テキスト改編作業のためのWG立ち上げと具体的検討作業開始

1月下旬：教職実践演習担当者および受講生へのアンケート調査実施

2月2日：教職実践演習の本年度最終回